(5)	制御器	絶縁　電動機主回路（300V以下・300V超）	MΩ					
		制御等回路の300Vを超える回路	MΩ					
		制御等回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ					
		制御等回路の150V以下の回路	MΩ					
(6)		接地						
(7)	耐震対策							
(8)	速度　定格速度（　　m／min）		上昇　m/min 下降　m/min					
4	**かご室**							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	かごの戸又は可動式の手すり							
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ							
(4)	かご操作盤及び表示器							
(5)	リモートコントロールスイッチ							
(6)	外部への連絡装置							
(7)	非常停止スイッチ							
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識							
(9)	車止め							
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離							
(11)	かご非常止め装置 ・形式：　速度検出式・緩み検出式							
(12)	かごのガイドシュー等							
(13)	かごの折りたたみ機構							
(14)	かごの着脱機構							
(15)	運転キー							
5	**乗り場及び昇降路**							
(1)	乗り場の操作盤							
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ							
(3)	ドアロック							
(4)	非常停止スイッチ							
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり							
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ							
(7)	移動ケーブル及びトロリー							
(8)	昇降路側壁等の囲い							
(9)	ガイドレール及びレールブラケット							
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー							
(11)	障害物検出装置							
(12)	折りたたみレール							
6	**上記以外の検査項目**							

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の３様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の３様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第３（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第３（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第３（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １「駆動装置（油圧式以外）」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。

⑫ １(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬ １(4)「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。

⑭ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」欄には、「主索」欄のうち「径」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入して下さい。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。

⑮ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れがが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。